

2022年2月21日

各 位

会 社 名 新報国マテリアル株式会社

代表者名 代表取締役社長 成瀬 正

(コード番号5542)

問合せ先 取締役 総務部長 成島 伸一

電話番号 049-242-1950

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、定款一部変更について 2022 年 3 月 25 日開催予定の第 89 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)付則第1条ただし書きに 規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子 提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供 措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総 則
(株主総会参考書類等のインターネット開示	
とみなし提供)	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、	(削除)
株主総会参考書類、事業報告、計算	
書類に記載又は表示すべき事項に係	
る情報を、法務省令に定めるところ	
に従いインターネットを利用する方	
法により開示することにより、株主	
に対して提供したものとみなすこと	
<u>ができる。</u>	
	(電子提供措置等)
(新設)	第15条 当会社は、株主総会の招集に際
	し、株主総会参考書類等の内容であ
	る情報について、電子提供措置をと
	<u>るものとする。</u>
(新設)	<u>2 当会社は、電子提供措置をとる事</u>
	<u>項のうち法務省令で定めるものの</u>
	<u>全部または一部について、議決権の</u>
	<u>基準日までに書面交付請求した株</u>
	主に対して交付する書面に記載し
	<u>ないことができる。</u>
	7/101
(新設)	
(村)政人	1. 現行定款第15条(株主総会参考書類 等のインターネット開示とみなし提供)
	の削除および変更案第15条(電子提供 措置等)の新設は、会社法の一部を改正
	する法律(令和元年法律第70号)附則 第1条ただし書きに規定する改正規定の
	施行の日である2022年9月1日から
	<u>施110日である2022年9月1日から</u> 効力を生ずるものとする。
(新設)	<u> </u>
(A/LDX)	2. 前項の規定にかが初りらり、2023年 2月末日までの日を株主総会の日とする
	41111日まてい日で1411111111111111111111111111111111111

	株主総会については、現行定款第15条
	<u>はなお効力を有する。</u>
(新設)	3. 本附則は、2023年3月1日または
	前項の株主総会の日から3ヵ月を経過し
	た日のいずれか遅い日後にこれを削除す
	<u>3.</u>

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)2022 年 3 月 25 日定款変更の効力発生日 (予定)2022 年 3 月 25 日

以 上